



2021年5月14日

各 位

会社名 株式会社 フ コ ク  
代表者 代表取締役社長 小川 隆  
(コード番号 5185 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 高木 慎治  
(TEL 048-615-4406 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の当社第68回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に定款一部変更の件を議案として提出することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 定款変更の要旨

##### (1) 剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする定めの変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会で行えるよう、期末配当に係る現行定款第44条第1項（期末配当金ならびに中間配当金）を変更案第43条（剰余金の配当等）に変更するとともに、内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）を削除し、中間配当金に係る現行定款第44条第2項（期末配当金ならびに中間配当金）および第45条（配当金の除斥期間）について所要の変更を行うものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

##### (2) 株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組みの一部変更

本日開示の「当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続について」において、買収防衛策における対抗措置の発動、不発動に関する手続きについて、当社株主総会にて株主意思を確認することができる旨を加えていることから、同内容の規定を新設するものであります。

##### (3) その他、条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための本総会開催予定日 2021年6月29日（火曜日）

定款変更の効力発生日 2021年6月29日（火曜日）

以上

別紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(注) \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)</p> <p>第18条 第1項、第2項 (条文省略)</p> <p>3 <u>第1項に定める買収防衛策の発動または不発動は、取締役会の決議によって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第34条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)</p> <p>第17条 第1項、第2項 (現行どおり)</p> <p>3 <u>第1項に定める買収防衛策における対抗措置の発動または不発動については、株主総会にて株主の意思を確認することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項に定める買収防衛策における対抗措置の発動または不発動は、取締役会の決議によって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金ならびに中間配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の排斥期間)</p> <p>第 45 条 <u>期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 43 条 当社は、<u>取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 <u>当社の期末配当の基準日は毎年3月 31 日、中間配当の基準日は毎年9月 30 日とする。</u></p> <p>2 <u>当社は前項の他、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 45 条 <u>配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)</u>は、<u>その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>配当金には利息をつけない。</u></p>
---	--